



30 医務第 号
平成 30 年 9 月 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

愛知県健康福祉部保健医療局長
(公 印 省 略)

専門研修プログラムに関する意見について

専門研修プログラムの協議につきましては、都道府県協議会を開催し、研修プログラムの内容について確認を行いました。本県協議会から下記のとおり意見が提出されましたので、御検討いただきますようお願いいたします。

記

1 募集定員の上限設定について

新たな専門医制度において、愛知県は都市部にあつて専攻医を多く集めている 5 都府県の一つとして、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県とともに、専攻医の募集定員に上限が設けられております。

しかし、本県で専攻医を過大に集めている状況ではなく、平成 30 年度の本県の人口 10 万人対専攻医採用数は 6.0 人で、全国平均の 6.6 人を下回っております。

また、本県の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数は全国平均を大幅に下回り、全国で 38 位という医師少数県であり、専攻医募集定員の上限設定により、本県の医師確保対策が大きな影響を受けることとなります。

そのため、愛知県都道府県協議会から、日本専門医機構に対し、専攻医募集定員の上限設定の見直しを求める要望書を提出いたしましたが、要望が反映されることなく、また反映されない理由の説明もない状態で現在に至っており、これまでと同様に次年度の専攻医募集が始まろうとしています。

愛知県といたしましては、初年度の上限設定はやむを得ないとの立場で協力をしてまいりました。しかし、現状のまま推移することは、現在と将来の愛知県民のみならず、県内にある大学から医師を派遣している三重県、岐阜県、静岡県を含む東海 4 県の県民に対する医療提供体制にも大きな支障をきたすことは明白であり、是非上限設定を廃止していただきたい。

以下の資料は、現在の愛知県に対する専攻医募集定員の上限設定が不合理であるとともに、医師の地域偏在の助長につながることを示すものであり、何卒、御理解いただきますようお願い申し上げます。

資料 1 新専門医制度初年度の各地域の専攻医数と人口の比較

資料 2 人口 10 万人対医療施設従事医師数の全国比較

資料 3 愛知県内各 2 次医療圏の人口 10 万人対医療施設従事医師数

資料 4 愛知県内の大学から医師を派遣している三重県、岐阜県、静岡県の公的病院

2 専門医資格の更新について

地域枠医師等が義務年限期間として、地域の医療機関で勤務をする場合に、対象となる医療機関の状況により、専門医資格の更新ができず、喪失してしまう可能性があるのではとの疑義が生じたため、日本専門医機構に対し、専門医活動の休止が認められる特定の理由について、問い合わせをしたところ、各基本領域学会の扱いによるとの回答をいただきました。

しかしながら、地域枠による義務履行において、選択する基本領域により、専門医資格の更新の可否が異なることは、医師にとって不公平であるばかりでなく、場合によっては、更新不可となる領域の専門医取得が制限され、地域枠制度の適切な運営が阻害される可能性があります。

については、全ての基本診療領域について、地域枠医師等が義務年限内の専門医資格の更新が可能となるよう、統一的な扱いを定めることを日本専門医機構に対し要請していただきたい。